

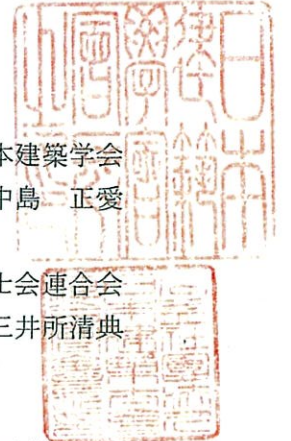


建学発 2016・第 0063 号  
日建連発第 48 号  
平成 28 年 5 月 12 日

文化庁長官 宮田 亮平 様

一般社団法人 日本建築学会  
会長 中島 正愛

公益社団法人 日本建築士会連合会  
会長 三井所清典



歴史的建造物の被災調査や復旧に係る相談業務に対する活動支援について(要望)

熊本地方を震源とする地震では多くの建築物が被害を受けました。被害を受けた歴史的建造物も、相当数に上ることが予想されますが、その被災の全体像は未だ明らかとなっておりません。

被災地では、被災建築物の応急危険度判定がなされ、家屋の罹災証明書の発行が進みつつあります。そのような状況下で、歴史的に重要な建造物であっても、危険度判定で「危険」「要注意」とされたものや罹災証明書で「一部損壊」から「全壊」とされたものは、復旧ができないものと誤解され除却されることが懸念されます。過去の震災において、貴重な歴史的建造物が復興過程において除却され消失した苦い経験もあります。

このため、今後できるだけ速やかに、歴史的建造物の被災状況を調査するとともに、所有者等に建造物が有する価値を伝え、適切な復旧方法を助言することが必要です。日本建築学会と日本建築士会連合会では、平成 27 年 8 月、協力協定を締結し、「歴史的建築総目録データベース」の情報共有を実現したこともあり、建築学会九州支部や福岡県建築士会等が被災地の歴史的建造物に係る調査を実施することとしているものの、独自の取組みではおのずから限界があります。

以上のことから、建築関係団体による歴史的建造物に係る本格的な被災調査や復旧に係る相談を被災地で展開するため、研究者や建築士の派遣をはじめとする調査・相談体制の構築について、地元地方公共団体の協力とともに国等による財政的な支援を講じていただくようお願いいたします。

以上